

## 津市公告第143号

次のとおり津市屋内総合スポーツ施設設計業務公募型プロポーザルを実施するので、公告します。

平成23年10月11日

津市長 前 葉 泰 幸

### 1 業務の概要

#### (1) 業務名

津市屋内総合スポーツ施設設計業務委託

#### (2) 業務内容

屋内総合スポーツ施設整備に係る基本設計及び実施設計

#### (3) 予算額

201,600千円

(基本設計60,480千円、実施設計141,120千円)

※消費税及び地方消費税を含む

#### (4) 履行期間

契約締結日から平成25年7月31日まで

#### (5) 担当部署

津市スポーツ文化振興部スポーツ振興課

〒514-0027 三重県津市大門7番15号津センターパレス2階

電話 : 059-229-3375

ファックス : 059-229-3247

メールアドレス : 229-3373@city.tsu.lg.jp

### 2 実施要領等の配付

実施要領等は、津市ホームページ (<http://www.info.city.tsu.mie.jp/>) からダウンロードすることができます。

また、平成23年10月11日(火)から平成23年10月18日(火)までの期間に、担当部署でも配付します。配付時間は、午前9時00分から午後5時00分までとしますが、期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除きます。

### 3 プロポーザル実施スケジュール（予定）

実施の公告（実施要領の公表）	平成23年10月11日（火）
参加申込書類の提出期間	平成23年10月12日（水） ～10月25日（火）
質問提出期間	平成23年10月12日（水） ～11月4日（金）
質問回答 平成23年10月12日（水）～14日（金）受付質問 平成23年10月17日（月）～19日（水）受付質問 平成23年10月20日（木）～28日（金）受付質問 平成23年10月31日（月）～11月4日（金）受付質問	平成23年10月18日（火） 平成23年10月21日（金） 平成23年11月1日（火） 平成23年11月9日（水）
参加資格要件の確認結果通知	平成23年10月28日（金）
技術提案書類の提出期間	平成23年10月31日（月） ～11月18日（金）
第1次審査（書類審査）	平成23年11月29日（火）
第1次審査の結果通知	平成23年12月2日（金）
第2次審査（ヒアリング審査）	平成23年12月16日（金）
第2次審査の結果通知	平成23年12月20日（火）

### 4 参加資格要件

参加者は、単独企業又は共同企業体とし、各々次に掲げる要件を全て満たしていることとします。

#### (1) 単独企業として参加する場合

ア 津市契約規則（平成18年津市規則第40号）第7条に規定する平成22～25年度津市競争入札参加資格者名簿（測量・建設コンサルタント等用）において「建築関係建設コンサルタント（建築一般）」に登録されていること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

ウ 津市建設工事等指名停止基準（平成21年4月8日）による指名停止等を受けていないこと。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始を申し立てた者若しくは決定を受けた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始を申し立てた者若しくは決定を受けた

ものでないこと。

オ 手形交換所から取引停止処分を受けるなど経営状態が著しく不健全でないこと。

カ 入札参加資格審査の申請において、提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。

キ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の3第1項の規定による一級建築士事務所登録簿に登録されたものであること。

ク 配置予定技術者に対する要件は、以下のとおりとします。

管理技術者 : 建築士法第2条第2項に規定する1級建築士

意匠主任技術者 : 建築士法第2条第2項に規定する1級建築士

構造主任技術者 : 建築士法第10条の2に規定する構造設計1級建築士

設備主任技術者 : 建築士法第10条の2に規定する設備設計1級建築士

※管理技術者、意匠主任技術者、構造主任技術者、設備主任技術者は各1名とし、兼ねることはできないものとします。

ケ 平成8年度以降に竣工した国（公社・公団及び独立行政法人含む）、都道府県又は市町村が設置した建築物で、1棟当たりの延床面積が10,000㎡以上の屋内スポーツ施設新設の設計業務実績（基本設計及び実施設計いずれか一方でも可）を有すること。なお、屋内スポーツ施設とはアリーナ（バスケットボールコート2面以上を確保できる規模）を有する施設とします。

また、上記については、元請として単独又は共同企業体の構成員（出資比率20%以上に限る）としての実績とします。

## (2) 共同企業体として参加する場合

ア 構成員の各者が、上記の(1)中、アからキを満たしていること。

イ 共同企業体としての配置予定技術者に対する要件は、以下のとおりとします。

管理技術者 : 建築士法第2条第2項に規定する1級建築士

意匠主任技術者 : 建築士法第2条第2項に規定する1級建築士

構造主任技術者 : 建築士法第10条の2に規定する構造設計1級建築士

設備主任技術者 : 建築士法第10条の2に規定する設備設計1級建築

士

※管理技術者、意匠主任技術者、構造主任技術者、設備主任技術者は各1名とし、兼ねることはできないものとします。

ウ 構成員のうち、1者は平成8年度以降に竣工した国（公社・公団及び独立行政法人含む）、都道府県又は市町村が設置した建築物で、1棟当たりの延床面積が10,000㎡以上の屋内スポーツ施設新設の設計業務実績（基本設計及び実施設計いずれか一方でも可）を有すること。なお、屋内スポーツ施設とはアリーナ（バスケットボールコート2面以上を確保できる規模）を有する施設とします。

また、上記については、元請として単独又は共同企業体の構成員（出資比率20%以上に限る）としての実績とします。

※共同企業体の基本的要件に関しては、「津市屋内総合スポーツ施設設計業務共同企業体の取扱いに関する要領」によるものとします。

## 5 審査方法

本プロポーザルの審査は、参加資格要件を満たす申込者（以下、参加者という。）から「技術提案書類」の提出を求めたのち、「津市屋内総合スポーツ施設設計業務公募型プロポーザル評価項目、判断基準及び配点」に基づいた2段階審査方式で実施します。

審査については、津市屋内総合スポーツ施設設計者選定委員会（以下、選定委員会という）において行います。なお、選定委員会は、学識経験のある者及び本市の職員のうちから8名以内で構成するものとしますが、委員の氏名等は、審査が終了するまで公表しません。

### (1) 第1次審査

「参加申込書類」及び「技術提案書類」について、書類審査を行い、第2次審査対象者（5者程度）を選定します。

### (2) 第2次審査

第1次審査で選定された参加者（第2次審査対象者）に対し、提出された「技術提案書類」に基づいたヒアリング審査を行い、最上位者を契約の候補者となる最適候補者として特定します。

なお、第1次審査における評価点は、加点しないこととします。

## 6 契約手続き等

審査の結果により最上位者として選定された最適候補者を当該業務に係る随意契約の見積書徴取の相手方として、契約の交渉を行います。ただし、その者との契約が成立しない場合は、次点者との交渉を行います。

## 7 その他

本プロポーザルに関する詳細は、「津市屋内総合スポーツ施設設計業務公募型プロポーザル実施要領」によるものとします。

### 【問い合わせ先】

津市スポーツ文化振興部スポーツ振興課企画管理担当

電話 059-229-3375

ファックス 059-229-3247

メールアドレス 229-3373@city.tsu.lg.jp